

議案第55号

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年8月22日

三朝町長 吉田秀光

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	内国旅行の旅費	区分	報酬の額	内国旅行の旅費
略			略		
自立推進員	月額 25,000円	三朝町職員等の旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第67号）に規定する旅費の例による。	自立推進員	月額 25,000円	三朝町職員等の旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第67号）に規定する旅費の例による。
<u>三朝町スポーツ推進委員</u>	年額 48,000円		<u>三朝町体育指導委員</u>	年額 48,000円	
人権教育推進員	月額 96,000円		人権教育推進員	月額 96,000円	
心の教室相談員	月額 80,000円（当該月の全部又は一部について勤務を要しないと		心の教室相談員	月額 80,000円（当該月の全部又は一部について勤務を要しないと	

	教育委員会が認める月にあつては、教育委員会が別に定めるところにより当該額から当該額の全部又は一部を減じた額)		教育委員会が認める月にあつては、教育委員会が別に定めるところにより当該額から当該額の全部又は一部を減じた額)
三朝町社会教育指導員	月額 130,000円	三朝町社会教育指導員	月額 130,000円
庁舎管理員	予算の範囲内で町長が定める額	庁舎管理員	予算の範囲内で町長が定める額
町長車運転士		町長車運転士	
マイクロバス運転士		マイクロバス運転士	
国際交流員 (語学指導等を行う招致外国青年)		国際交流員 (語学指導等を行う招致外国青年)	
外国語指導助手		外国語指導助手	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年8月24日から施行する。

(経過措置)

2 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の施行の際、現に三朝町体育指導委員である者で同法附則第4条の規定により三朝町スポーツ推進委員とみなされたものについて、改正後の三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、体育指導委員に就任した時からスポーツ推進委員であったものとみなす。この場合において、この条例による改正前の三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬とみなす。